

企業行動に対して中立的な税制*

—ベルギーのNIDについて—

山田直夫

要 旨

企業の資金調達行動に対する中立性の観点と、経済のグローバル化にともなう個人段階で配当の二重課税を調整することが困難になっていることから、近年、法人段階で負債と株式を等しく扱う税制に注目が集まっている。法人段階において、負債で資金を調達した場合と株式で資金を調達した場合を等しく扱う税制としては、CBITとACEが提案されている。CBITは法人段階で負債利子控除を認めず、個人段階で利子、配当について、非課税にする税制である。一方、ACEは法人段階で負債利子だけでなく、株式の機会費用も課税ベースから控除する税制である。

CBITについては導入している国はないが、ACEはいくつかの国で実際に導入されている。その代表的な例として、ベルギーのNID（2006年より導入）がある。本稿では、このベルギーのNIDについて、その概要を紹介するとともに、ベルギー経済への影響を、特に海外直接投資の流入額と法人所得税収に注目しながら検討した。本稿の主な結果は以下のとおりである。

- ・海外直接投資の流入額をみると非常に多額であり、世界でも上位の水準にある。NIDが導入された2006年は、前年より約71%増加している。
- ・NIDの導入により法人所得税収が減少することも考えられるが、2006年と2007年は増収であった。
- ・分析結果の解釈には慎重にならなければならないが、NIDは税収を減少させずに海外直接投資を増加させたと考えることもできる。

* 本研究は、財団法人石井記念証券研究振興財団の助成を受けている。ここに記して感謝致します。

目次

- I. はじめに
- II. 法人所得税改革の動向
- III. NID の概要
 - 1. 導入の背景
 - 2. NID の仕組み
 - 3. 数値例
- IV. ベルギー経済の推移と NID
 - 1. 実質 GDP 成長率
 - 2. 海外直接投資 (FDI) の流入額
 - 3. 法人所得税収
 - 4. 財政赤字
 - 5. 債務残高
- V. おわりに

I. はじめに

現行の法人税が、企業の資金調達行動に対して歪みを与えることはよく指摘されている。すなわち、負債で資金を調達した場合は、負債利子が課税ベースから控除されるのに対して、株式で資金を調達した場合は、配当が課税ベースから控除されない。したがって、負債による調達が優遇しているという指摘である。また、経済のグローバル化にともない、個人段階で配当の二重課税を調整することが困難になっている。こうしたことから、近年、法人段階で負債と株式を等しく扱う税制に注目が集まっている。

法人段階で負債と株式を等しく扱う税制としては、U.S. Department of the Treasury [1992] で提案された CBIT (Comprehensive Business Income Tax) や、Institute for Fiscal Studies [1991] で提案された ACE (Allowance for Corporate Equity)¹⁾がある。CBIT は、法人段階で負債利子を課税ベースから控除しない。そして、個人段階で利子と配当を非課税にする²⁾。それに対して ACE は、負債利子だけでなく株式の機会費用についても課

税ベースからの控除を認める。つまり、CBIT は負債と株式に関して課税することで、逆に ACE は両者について課税しないことで、それぞれ等しい扱いをするのである。これらの税制は1990年代に提案されているが、前述のように、法人段階で負債と株式を等しく扱う税制に注目が集まっていることもあり、最近においても両税制を比較検討した研究がさかに行われている (例えば、Bond [2000], Radulescu and Stimmelmayer [2007], Mooij and Devereux [2009] など)。

また、CBIT を導入している国はない³⁾が、ACE に関しては実際に導入されている。その代表的な例が、ベルギーにおいて2006年から導入されている NID (Notional Interest Deduction) である。これは、調整後の自己資本の一定割合を資本に対する利息 (株式の機会費用) としてみなし、課税ベースから控除するという制度である。NID の対象には外国法人も入っており、海外からの投資を呼び込むことが主なねらいである。従来の法人税から NID への改革を行えば、海外からの投資が増加するかもしれないが、課税ベースが縮小するので法人所得税収が減少すると懸念される⁴⁾。しかし、わが国において、ベルギー経済の NID 導

入前後の実態、言い換えれば NID 導入後にベルギーにおける海外からの投資が増えたか、法人所得税収は減少したかといったことは、必ずしも明らかではない⁵⁾。

現在のところ、わが国の法人税の改革方向は税率の引き下げと租税特別措置の廃止等による課税ベースの拡大であり、CBIT や ACE に関する議論はされていない。しかし今後、わが国においても、CBIT や ACE の導入に関する議論が必要になってくると思われる。その際に、実際に ACE を導入しているベルギーの実態を把握し、参考にすることは非常に重要である。そこで、本稿ではベルギー経済の動向を踏まえながら NID について検討を行う。

本稿の構成は以下のとおりである。まず、II 節において CBIT と ACE に関する改革動向を整理する。具体的には、近年のドイツの税制改革と諸外国における ACE の導入状況について取り上げる。III 節ではベルギーで導入されている NID の概要を紹介する。IV 節ではベルギーの経済の実態に即しながら、NID について考察する。最後の V 節では本稿の議論をまとめ、今後の課題を示す。

II. 法人所得税改革の動向

本節では、近年のドイツにおける税制改正の動向を CBIT に関連すると思われる部分について紹介する⁶⁾。続いて、諸外国における ACE の導入実態について把握する。

ドイツでは、2008年から2009年にかけて法人税と金融所得課税について改革が行われている。主な改革の目的は、税収をある程度確保しつつ、ドイツの企業立地を国際的にみて競争力のあるものとするなどである。特に金融所

得課税に関しては、簡素化等によるドイツ資本市場の魅力の向上、租税回避への対応が主なねらいである。まず法人税については、2008年より法人所得課税の実効税率が約39%から約30%に引き下げられるとともに、課税ベースの拡大が行われた。課税ベースの拡大措置の中には、負債利子の損金算入の制限が含まれている。具体的には、負債利子は受取利子の金額までは控除が認められるが、それを超える部分については EBITDA⁷⁾の30%までしか控除が認められないというものである。ただし、この措置はネットの負債利子が100万ユーロを超えるなどの要件に該当する企業に適用される⁸⁾。また個人の金融所得課税については、2009年より一律の源泉分離課税が導入されて、確定申告による総合課税との選択制になった。源泉分離課税の具体的な内容は、利子所得、配当所得、株式譲渡益に対して25%の所得税と税額の5.5%の連帯付加税（よって、所得に対して26.375%の税率）が課されるというものである⁹⁾。ちなみに、株式の譲渡損は株式の譲渡益との間でのみ損益通算できる。また、配当の二重課税の調整は行っていない。

CBIT は、法人段階で負債利子を課税ベースから控除することを認めない。それに対してドイツの法人税は、損金算入を制限することで、一部ではあるが負債利子の課税ベースからの控除を認めない税制になっている。また、CBIT では個人段階で金融所得はすべて非課税である。一方、ドイツの個人段階の金融所得課税は、利子所得、配当所得、株式譲渡益について一律源泉分離課税である。ドイツでは金融所得に課税はされるが、等しく扱われるという点で、CBIT と類似性がある。以上から、ドイツでは、近年の税制改正により、CBIT に近い形

図表1 ACEの導入国

国	期間	名称
オーストリア	2000-2004	Notional interest
ベルギー	2006-	Notional interest deduction
ブラジル	1996-	Remuneration of equity
クロアチア	1994-2000	Protective interest
イタリア	1997-2003	Dual income tax

〔出所〕 Klemm [2006] より作成

の税制が実現しているといえるだろう。

一方、ACEについては図表1に示したように実際に導入している国がある。図表の中で最も早くACEを導入したのは、1994年から実施しているクロアチアである。しかし、クロアチアは、2000年に廃止している。続いて、ブラジルが1996年から導入している。イタリアは1997年に導入したが、2003年に、オーストリアは2000年に導入し、2004年に、それぞれ廃止になっている。本稿で注目するベルギーは、2006年から現在まで継続している。図表よりオーストリア、クロアチア、イタリアが10年足らずでACEを廃止していることがわかる。

Ⅲ. NIDの概要

1. 導入の背景

ベルギーは、面積、人口ともに日本の約12分の1¹⁰⁾という小国であるということもあり、自国内に外国企業を誘致するための優遇税制を積極的に行ってきた。その中で代表的なものが、コーディネーション・センター制度と呼ばれるものである。これは、主に多国籍企業グループに属するベルギー企業を対象にしたもので、具

体的な措置としては、運営経費をもとに課税所得を算定する(コスト・プラス方式)ことなどが挙げられる。

ベルギーに限らず、EU加盟国の中には、自国内に外国企業を誘致するための優遇税制を積極的に行っている国がある。1990年代後半からEUは、それらの優遇税制は経済活動に弊害をもたらすものであるとし、様々な取り組みをしてきた。そうした優遇税制に対する取り組みを受けて、コーディネーション・センター制度は2010年末までに段階的に廃止されることになり、その代わりとしてNIDが導入されたのである。NIDは2005年6月22日に立法化され、2006年12月31日以降を決算日とする事業年度(すなわち、2007年課税年度)から適用されている。なお、資本拠出額の0.5%に課される資本登録税は、NID導入にともない2006年より廃止されている。

NID導入の目的については、ベルギー財務省から公表されているThe Tax Survey (July 2010 issue)やベルギー財務省のパンフレット(NOTIOAL INTEREST DEDUCTION: an innovative Belgian tax incentive)などに明記されており、それらをまとめると、以下の3点になる¹¹⁾。1つは、負債で資金を調達した場合

図表2 NIDのみなし利率

課税年度	みなし利率 (%)
2007	3.442
2008	3.781
2009	4.307
2010	4.473
2011	3.800

〔出所〕 ベルギー財務省資料より作成

と株式で資金を調達した場合の税制上の扱いを等しくすることによって、純資産の拡大を進めることである。2つ目は、企業に対する実効税率を引き下げることによって、ベルギー税制を外国企業にとって魅力あるものにするのである¹²⁾。最後は、段階的に廃止されるコーディネーション・センター制度の代替策としての役割を果たすことである。

2. NIDの仕組み

NIDの対象となる企業は、ベルギー法人税の対象となるベルギー法人及び外国法人である。したがって具体的には、ベルギー企業のほか、外国企業のベルギー支店、ベルギー法人税の対象となるNPO法人、ベルギーの不動産あるいはベルギーの不動産に対する財産権を所有する外国企業などである。また、コーディネーション・センターとして優遇措置を受けているなど、他の税制優遇措置の対象になっている企業はNIDの対象にはならない。

NIDは、調整後の自己資本の一定割合（みなし利率）を株主に対する支払利息とみなし、課税ベースから控除する制度である。みなし利息を式で示すと以下ようになる。

$$\text{控除額（みなし利息）} = \text{調整後自己資本} \times \text{みなし利率}$$

ベルギーの法人税率は33%で、それに加えて財政再建のための付加税が税額の3%だけ課される。したがって、法人所得に対して33.99%の税率で課税される。また、法人所得には国税しか課されないの、法人所得課税の実効税率も33.99%である。しかし、NIDにより税負担を軽減することが可能で、上記の式からも明らかのように調整後自己資本が大きいほど、あるいはみなし利率が高いほど課税ベースが小さくなり、法人所得に対する税率は低くなる。

みなし利息の計算に用いられる調整後自己資本とは、前期末におけるベルギー会計基準に基づく自己資本額から二重計算や不正使用を回避するための調整をしたものである。例えば、自己株式の会計上の純資産価値などは控除される。また、ベルギー会計基準に基づく自己資本には、資本、株式発行差金、再評価益、準備金、留保利益、投資補助金が含まれる。

みなし利率は、適用年の2年前のベルギー10年償還国債の利率が用いられるので、図表2に示したように1年毎に異なる。また、みなし利率の変動幅は前年の1%以内でなければな

図表3 数値例

調整後自己資本：10,000

みなし利率：4.473%

法人所得税率：33.99%

	NID なし	NID あり
①税引き前利潤	500	500
②みなし利息	—	447.3
③課税所得	500	52.7
④法人所得税額	169.95	17.91
⑤税率 (=④/①)	33.99%	3.58%

〔出所〕 ベルギー財務省資料より作成

らず、上限は6.5%となっている。事業年度が1年未満、あるいは1年超の企業に対しては、その年のみなし利率に事業年度の日数をかけ、それを365で割った値がみなし利率として適用される。中小法人の場合のみなし利率は、図表2に示した値に0.5%を加えたものである。したがって、例えば2011年度の中小法人に対するみなし利率は4.300%になる。なお、中小法人にはNIDのほかに非課税の投資準備金を積み立てることができる制度があるが、どちらかの選択制になっており、両方を利用することはできない。

NIDの特徴としては、控除対象額が所得を上回る場合、翌年度以降7年間の繰り越しが可能であること、手続きに関しては法人税申告書に書類を添付すればよく、事前の税務当局への確認（ルーリング）が必要ないことなどが挙げられる。また、NIDを利用しても、親会社が所在する国でタックス・ヘイブン対策税制が適用され、NIDのメリットが小さくなることが考えられる。しかし、前掲のベルギー財務省のパンフレットによれば、ほとんどの国ではそういったことは生じず、あったとしても適切に対処することで回避できるとしている。なお、ベ

ルギーの税務当局は2008年4月にNIDの濫用に関する通達を出し、制度の濫用防止にも努めている。

3. 数値例

図表3は、数値例を用いてみなし利息の計算過程を具体的に示したものである。左列がNIDの適用がない場合、右列がNIDの適用がある場合を示している。課税年度は2010課税年度とする。すなわち、みなし利率は4.473%である。数値例では、この企業の税引き前利潤は500である。NIDがない場合は、この500がそのまま課税ベースになり、法人所得税率33.99%が課せられるので、法人所得税額は169.95になる。税率(=法人所得税額/税引き前利潤)は当然33.99%である。一方、NIDがある場合、調整後自己資本(10,000)の一定割合(4.473%)がみなし利息となる。つまり、NIDによる控除額は447.3である。したがって課税ベースは、税引き前利潤(500)からNIDによる控除額(447.3)を引いた、52.7である。この課税ベースに法人所得税率33.99%が課されるので、法人所得税額は約17.91になる。その結果、税率は、約3.58%となる。この数値例

図表4 実質 GDP 成長率

単位：%

年	ベルギー	日本	OECD 全体
2001	0.7	0.2	1.2
2002	1.4	0.3	1.7
2003	0.8	1.4	2.0
2004	3.1	2.7	3.2
2005	2.0	1.9	2.8
2006	2.7	2.0	3.1
2007	2.8	2.4	2.7
2008	0.8	-1.2	0.3
2009	-2.7	-5.2	-3.4

〔出所〕 OECD Economic Outlook 88 database. より作成

では、NID を利用することにより、納税額を10分の1近くまで減らすことが可能になった。

IV. ベルギー経済の推移と NID

本節では、各種の統計を参照しながら、NID 導入がベルギー経済に及ぼす影響について探りたい。

1. 実質 GDP 成長率

図表4にあるようにベルギーの実質 GDP の成長率は、2004年は3.1%であったが、2005年には2.0%に落ち込んだ。その後は堅調に回復し、NID が導入された2006年は2.7%、2007年には2.8%になっている。しかし、2008年以降は、世界的な金融危機のためと思われるが、低迷している。また、日本と比較すると2004年以降、OECD 全体と比較すると2007年以降、より高い成長率になっている。

2. 海外直接投資 (FDI) の流入額

海外直接投資に関する国際的な統計として、国連貿易開発会議 (UNCTAD) が毎年作成している、「世界投資報告書」(World Investment Report) がある。また、UNCTAD のウェブサイトから海外直接投資に関する時系列データをみることができる。ここでは、こうした UNCTAD のデータを利用し、ベルギーの海外直接投資の実態を把握する。

図表5は、ベルギーと日本の海外直接投資の流入額と順位を比較したものである。これによると、わが国の流入額が(したがって、順位も)、ベルギーを下回っていることがわかる。特に、2006年の流入額はマイナスになっている¹³⁾。順位もベルギーが2002年を除いて10位以内を保っているのに対し、わが国は20位代の年が多い。ベルギーに注目してみると、2002年における海外直接投資の流入額は約163億ドルで、分析対象国の中で12位であった。2003年には流入額が約335億ドルに増加し、順位も4位に上

図表5 海外直接投資（流入額）の推移

年	ベルギー		日本	
	流入額 (百万ドル)	順位	流入額 (百万ドル)	順位
2002	16,251	12位	9,240	17位
2003	33,476	4位	6,324	21位
2004	43,558	4位	7,816	20位
2005	34,370	7位	2,775	49位
2006	58,893	6位	-6,507	207位
2007	118,403	3位	22,550	27位
2008	109,956	2位	24,426	18位
2009	33,782	10位	11,939	26位

〔出所〕 UNCTAD ウェブサイトより作成

図表6 ベルギーの法人所得税収（一般政府）

年	法人所得税収 (百万ユーロ)	増加率 (%)
2000	8,088.9	
2001	8,091.4	0.0
2002	8,141.6	0.6
2003	7,911.6	-2.8
2004	8,991.4	13.6
2005	10,028.6	11.5
2006	11,247.8	12.2
2007	11,572.6	2.9
2008	11,461.6	-1.0

〔出所〕 OECD ウェブサイトより作成

がっている。2005年には、前年に比べて流入額が減少し、順位も下がっているが、NIDが導入された2006年についてみると、順位は6位と1つ上がり、流入額も約589億ドルで、前年に比べて約71%増加している¹⁴⁾。これは、NID導入の影響といえるかもしれない。さらに、2007年は約1,184億ドルで、前年の倍以上増加している。2008年には、金融危機の影響もあつ

てか流入額は若干減少しているが、逆に順位は2位に上がっている¹⁵⁾。2009年は流入額が激減し、順位も10位に下がっている。

3. 法人所得税収

図表6は、ベルギーの法人所得税収と増加率の推移を示したものである。ベルギーの法人所得税は国税であるので、この値は中央政府の税

図表7 税収（対 GDP 比）

単位：%

年	一般政府の総税収			一般政府の法人所得税収		
	ベルギー	日本	OECD 全体	ベルギー	日本	OECD 全体
2000	44.7	27.0	35.5	3.2	3.7	3.5
2001	44.7	27.3	35.0	3.1	3.5	3.3
2002	44.8	26.2	34.7	3.0	3.2	3.2
2003	44.3	25.7	34.7	2.9	3.4	3.1
2004	44.5	26.3	34.6	3.1	3.7	3.3
2005	44.6	27.4	35.2	3.3	4.3	3.6
2006	44.3	28.0	35.4	3.5	4.7	3.8
2007	43.8	28.3	35.4	3.5	4.8	3.8
2008	44.2	28.1	34.8	3.3	3.9	3.5

〔出所〕 OECD ウェブサイトより作成

収であると考えても大きな問題はない。法人所得税収は、2003年から2007年まで増加しており、NID が導入された2006年をみると法人所得税収は約112億ユーロで、増加率は12.2%である。2007年も法人所得税収が約116億ユーロで、2.9%の増加となっている。NID のような優遇措置を導入すると法人所得税収が減少することが予想されるが、この統計を見る限り、そういった現象は生じていない。もちろん、2006年や2007年の法人所得税収の増加の要因はNID だけではない。経済成長や部分的に残っているコーディネーション・センター制度などの影響も考えられる。また、法人所得税収が増加していることに対する評価も難しい。NID の導入により、企業活動が活発化して法人所得税収が増加したと考えることもできる。一方で、コーディネーション・センター制度より節税効果がないから、法人所得税収が増加したと考えることもできる¹⁶⁾。

次に、ベルギーにおける法人所得税の地位に

ついてみてみよう。図表7は、税収の対 GDP 比を示している。まず、一般政府の総税収の対 GDP 比は、ベルギーは44%前後、わが国は20%代後半、OECD 全体では35%前後でいずれも安定的に推移している。一般政府の法人所得税収の対 GDP 比は、ベルギーがOECD 全体をやや下回る水準、わが国がOECD 全体と同じか、やや上回る水準で推移している。総税収ではベルギーの方が高い水準であるのに対して、法人所得税収ではわが国の方が若干高い水準であるということは、総税収に占める法人所得税収の割合が、わが国の方が高いことを示唆している。このことは、図表8で直接確認することができる¹⁷⁾。ベルギーでは法人所得税収への依存度が低いので、仮に法人所得税収が減少しても財政に与える影響はわが国に比べて小さいと考えられる。

4. 財政赤字

図表9は、ベルギー、日本、OECD 全体の

図表8 税収に占める法人所得税収の割合

単位：%

年	一般政府			中央政府		
	ベルギー	日本	OECD 全体	ベルギー	日本	OECD 全体
2000	7.2	13.8	9.8	14.6	22.3	14.1
2001	7.0	12.9	9.1	14.8	20.5	13.3
2002	6.8	12.2	9.0	14.3	20.8	13.5
2003	6.5	13.0	9.0	14.0	22.3	13.6
2004	7.0	14.2	9.5	14.6	23.8	14.3
2005	7.4	15.5	10.2	15.6	25.4	15.4
2006	8.0	17.0	10.7	16.7	27.6	16.1
2007	7.9	16.8	10.8	16.9	28.0	16.3
2008	7.5	13.7	10.1	16.0	21.8	15.2

〔出所〕 OECD ウェブサイトより作成

図表9 一般政府の財政赤字（対 GDP 比）

単位：%

年	ベルギー	日本	日本 (社会保障基金を除く)	OECD 全体
2001	-0.4	6.3	6.5	1.4
2002	0.2	8.0	7.9	3.3
2003	0.2	7.9	8.0	4.1
2004	0.4	6.2	6.6	3.4
2005	2.9	6.7	7.0	2.7
2006	-0.1	1.6	1.7	1.2
2007	0.4	2.4	2.2	1.3
2008	1.4	2.1	1.7	3.3
2009	6.1	7.1	6.5	7.9

〔出所〕 OECD Economic Outlook 88 database. より作成

財政赤字の対 GDP 比を比較したものである。プラスの値は財政赤字であることを、マイナスの値は財政黒字であることを示している。わが国は、一般政府でみても社会保障基金を除いてみても、財政赤字の状態が続いている。そして、その水準は2008年と2009年を除いて OECD 全体よりも高くなっている。一方、ベ

ルギーは2001年と NID が導入された2006年を除いて、財政赤字になっている。ただし、その水準はわが国より低く、OECD 全体と比較しても2005年以外は低くなっている。

5. 債務残高

図表10は、ベルギーと日本及び OECD 全体

図表10 一般政府の債務残高(対GDP比)

単位：%

年	ベルギー	日本	OECD全体
2001	112.0	143.7	69.7
2002	108.4	152.3	71.6
2003	103.4	158.0	73.5
2004	98.4	165.5	75.0
2005	95.9	175.3	76.3
2006	91.6	172.2	74.5
2007	88.0	167.1	72.9
2008	93.4	173.9	79.1
2009	100.4	192.8	90.6

〔出所〕 OECD Economic Outlook 88 database. より作成

の債務残高の対GDP比を比較したものである。この図表より、両国ともOECD全体の水準よりも高い水準であることがわかる。わが国の債務残高の対GDP比は非常に高く、図表中の期間では常に140%以上である。そして、2009年にはGDPの約2倍になっている。一方、ベルギーもわが国ほどではないが高い水準にある。2004年から2008年までは100%を下回り、特に2007年には80%代になったが、2009年には再び100%を超えてしまっている。ベルギーもわが国と同様に財政再建が大きな課題になっている。財政再建に対する取り組みの中で、NIDを含めた税制上の優遇措置の見直しということが出てくるかもしれない。ただし、ベルギーでは政治的空白¹⁸⁾が長く続いており、財政再建に取り組めるのか懸念されている。

V. おわりに

法人段階において、負債で資金を調達した場合と株式で資金を調達した場合を等しく扱う税

制としては、CBITとACEがある。このうち、ACEはいくつかの国が実施した。既に廃止した国もあるが、現在も導入されている国としてベルギーがある。本稿では、2006年からベルギーで実際に導入されているACEタイプの税制であるNIDの概要を紹介するとともに、その影響について、ベルギー経済の実態に即しながら検討した。本稿において、明らかになったのは以下の5点である。

- ①海外直接投資の流入額をみると非常に多額であり、世界でも上位の水準にある。NIDが導入された2006年は、前年より約71%増加している。
- ②NIDの導入により法人所得税収が減少することも考えられるが、2006年は前年に比べて12.2%、2007年は2.9%の増収であった。
- ③ベルギーにおける法人所得課税の地位は、わが国と比較すると低い。
- ④財政赤字の対GDP比の水準は、分析対象期間のほとんどでOECD全体より低い水

準であり、2006年は財政黒字であった。

⑤債務残高の対 GDP 比は非常に高い水準にある。また政治的空白が続いており、財政再建ができるか懸念される。

①と②から、NID は税収を減少させずに海外直接投資を増加させたと考えることもできる。ただし、これは NID の純粋な効果ではないので、慎重に解釈しなければならない。また⑤から、財政再建に対する取り組みの中で、NID を含む税制上の優遇措置の見直しという声が出てくることも考えられる。

最後に今後の課題について触れたい。まず、NID がベルギー経済に及ぼす影響についてより精緻に分析していく必要がある。本稿の分析では、明確な因果関係が明らかにできなかった。また、企業の資本構成に与える影響について分析を蓄積していくことも必要である。NID の導入により、負債による資金調達に対する優遇がなくなるので、資本構成も変化すると考えられるからである。さらに、クロアチアのように ACE を廃止した国について、その廃止の理由を探り、ベルギーのように ACE を継続している国との違いを明らかにすることも重要である。

注

- 1) CBIT は企業の投資決定に対して非中立的であるが、ACE は企業の投資決定に対しても中立的であることが知られている。
- 2) キャピタル・ゲインについても、個人段階で非課税とすることが提案されている。
- 3) 後述のように、ドイツでは近年の税制改革により CBIT に近い形の税制が実現している。
- 4) ただし、Kiesewetter and Rumpf [2009] は、ドイツにおいて名目資本と資本準備金に対するみなし利息を課税ベースから控除して、資金調達に対して中立的な税制を実施した場合の税収の減少について推計している。そして税収の減少は比較的少ないという結論を得ている。
- 5) NID に関する学術的な研究としては、中小法人の資本構成について分析した Kestens, van Cauwenberge

and Chritiaens [2010] や、NID によるベルギーの平均実効税率の変化に言及した Elschner and Vanborren [2009] などがあるが、学術的な研究もまだ蓄積されているとはいえない。

- 6) 財務省財務総合政策研究所 [2007, 2008, 2009, 2010] を参考にした。
- 7) EBITDA (Earning Before Interest, Taxes, Depreciation and Amortization) とは、利払い・税・償却前利益のことである。
- 8) ドイツでは2010年より、成長を阻害する要因の除去を目的に課税ベース拡大措置の緩和が行われている。例えば、この負債利子控除の制限に対する適用要件も100万ユーロから300万ユーロに緩和されている。
- 9) 2008年までの税制は以下のとおりである。利子所得は、総合課税の対象であった。配当所得は、その50%が総合課税の対象であった。株式譲渡益については原則非課税で、投機的売買の場合はその50%が総合課税の対象であった。
- 10) 日本貿易振興機構 (ジェトロ) のウェブサイトによると、面積は30,528平方キロメートルで、人口は2008年1月現在、約1,067万人である。
- 11) Haelterman and Verstraete [2008] は、法律制定の予備的作業の段階で、中小企業の発展も導入の理由として挙げられていたとしている。
- 12) 後述するように、NID はベルギー法人税の対象となるベルギー法人及び外国法人に適用されるので、外国法人以外にもメリットがある。
- 13) これは資本の流出 (流入額を上回る投資の引き揚げ) があったことを示している。ちなみに2006年の207位という順位は、データが公開されている国の中で最下位であった。
- 14) 「世界投資報告書」のデータと UNCTAD のウェブサイトの時系列データは、必ずしも一致していない。2007年版の「世界投資報告書」において、2006年のベルギーの海外直接投資の流入額は約720億ドルで、前年 (約339億ドル) より倍以上増加している。この年の順位については、アメリカ、イギリス、フランスに次いで世界第4位、先進国に分類される国の中でも4位であった。しかし、UNCTAD のウェブサイトの時系列データをみると、2006年の流入額は図表5に示したとおり約589億ドルで、前年に比べて約71%増である。順位もアメリカ、イギリス、中国、フランス、カナダに次いで世界第6位であり、先進国中では第5位となっている。本稿では、「世界投資報告書」の各年版のデータではなく、UNCTAD のウェブサイトの時系列データを利用して議論した。
- 15) ちなみに、2008年における1位の国はアメリカで流入額は約3,246億ドルであった。
- 16) ベルギーにおける NID が税収に及ぼす影響に関する研究は、筆者の知る限りない。
- 17) OECD 全体と比較してみると、ベルギーは、一般政府の場合は OECD 全体の水準以下であるが、中央政府の場合は OECD 全体の水準をやや上回っている。
- 18) ベルギーは、フランス語圏の地域 (ワロン地域) とオランダ語圏の地域 (フランドル地域) にほぼ二分され、

両者の利害調整が国内の最大の課題になっている。2010年6月に総選挙が行われたが、フランス語圏とオランダ語圏の各政党による連立交渉が難航している。正式な内閣が存在しない状態は、2011年2月18日で250日となった。

参 考 文 献

- 財務省財務総合政策研究所 [2007] 『財政金融統計月報』 第660号
- 財務省財務総合政策研究所 [2008] 『財政金融統計月報』 第672号
- 財務省財務総合政策研究所 [2009] 『財政金融統計月報』 第684号
- 財務省財務総合政策研究所 [2010] 『財政金融統計月報』 第696号
- スティーブ・モリヤマ [2008] 『拡大欧州の投資・税制ガイド』 中央経済社
- 税理士法人トーマツ編 [2008] 『欧州主要国の税法 第2版』 中央経済社
- Bond, S. R. [2000] "Levelling Up or Levelling Down? Some Reflections on the ACE and CBIT Proposals, and the Future of the Corporate Tax Base" in S. Cnossen (ed.), *Taxing Capital Income in the European Union*, Oxford University Press, pp.161-179.
- Elschner, C. and W. Vanborren [2009] "Corporate Effective Tax Rates in an Enlarged European Union," *Taxation Papers* 14, DG Taxation and Customs Union, European Commission.
- Haelterman, A. and H. Verstraete [2008] "The "Notional Interest Deduction" in Belgium" *Bulletin for International Taxation* No.8/9 2008 pp.362-373.
- Institute for Fiscal Studies [1991] *Equity for Companies: A Corporation Tax for the 1990s*, Commentary No. 26, Institute For Fiscal Studies, London.
- Kestens, K., P. van Cauwenberge, and J. Christiaens [2010] "An Investigation of the Effect of the Notional Interest Deduction on the Capital Structure of Belgian SMEs," *Working Papers of Faculty of Economics and Business Administration, Ghent University, Belgium*, 2010/640.
- Kiesewetter, D. and D. Rumpf [2009] "The Expected Revenue Loss from a Corporate Tax Which is Neutral with Respect to Financing Decisions (Was Kostet Eine Finanzierungsneutrale Besteuerung Von Kapitalgesellschaften?)," (<http://ssrn.com/abstract=1689418>)
- Klemm, A. [2006] "Allowances for Corporate Equity in Practice," *IMF Working Paper* No. 06/259.
- Mooij, R. de, and M. P. Devereux [2009] "Alternative Systems of Business Tax in Europe: An Applied Analysis of ACE and CBIT Reforms," *Taxation Papers* 17, DG Taxation and Customs Union, European Commission.
- Radulescu, D. M. and M. Stimmelmayer [2007] "ACE versus CBIT: Which is Better for Investment and Welfare?," *CESifo Economic Studies* 53(2), pp.294-328.
- U.S. Department of the Treasury [1992] *Integration of the Individual and Corporate Tax Systems: Taxing Business Income Once*, U.S. Government Printing Office.

(当研究所主任研究員)